

茨城町ラムサール条約登録湿地涸沼に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、ラムサール条約登録湿地涸沼の環境の保全・再生、ワイズユース、交流・学習等に関して、必要な事項を定めることにより、その涸沼の優れた環境、存在する動植物、食文化等を将来の世代へ確実に引き継ぐことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） ラムサール条約 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約をいう。
- （2） 涸沼 ラムサール条約に登録された涸沼のうち、茨城町（以下「町」という。）の区域内に存するものをいう。
- （3） ワイズユース 賢明な利用及び活用をいう。
- （4） 町民等 町民、事業者及び町内への来訪者をいう。

（基本理念）

第3条 涸沼は、過去から引き継がれた貴重な財産であるとともに、町民等の憩いの場であり、環境の保全・再生及びワイズユースを行いながら、交流・学習の場を設け、その価値と魅力を理解し、将来の世代に良好な状態で引き継いでいくものとする。

（町の役割）

第4条 町は、前条に規定する施策を実施するに当たっては、必要な体制整備、予算措置等を講ずるように努めるものとする。

（町民等の役割）

第5条 町民等は、涸沼の環境を率先して保全・再生するとともに、ワイズユースを心掛け、交流・学習を行い、その価値と魅力を理解するように努めるものとする。

（国、県及びその他関係機関との連携）

第6条 町は、涸沼の環境の保全・再生、ワイズユース、交流・学習等に関し、国、県及びその他関係機関と連携を図るものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。